議案第１４７号

工事請負契約について(相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業における設計・改修工事・工事監理業務)

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　工事の名称

相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業における設計・改修工事・工事監理業務

２　工事の場所

相模原市緑区下九沢２０７１番地１

３　契約金額

４，８４３，０８０，０００円

４　契約の相手方

東京都港区港南２丁目１５番１号

みんなのサードプレイスきたのおか施設整備グループ

代表者　株式会社イチケン東京支店

上席執行役員支店長　豊　島　昭　義

５　履行期限

令和１１年９月３０日

６　契約締結の方法

条件付一般競争入札(総合評価方式)

提案の理由

相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業における設計・改修工事・工事監理業務に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和３９年相模原市条例第２２号)第

２条の規定により提案するものである。

議案第１４７号関係資料(その１)

相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業における設計・改修工事・工事監理業務の概要

１　設計・工事監理業務

（１）施設等の事前調査

（２）改修工事に係る基本設計及び実施設計

（３）改修工事内容の設計図書との照合、改修工事の進捗状況の報告等

２　改修工事業務

（１）プールにおける多目的更衣室の新設、ウォータースライダーの更新等

（２）授乳室の新設

（３）ダンス等の利用に供する諸室の整備

（４）会議、打合せ等の利用に供する諸室の整備

（５）陶芸、工作等の利用に供する諸室の整備

（６）軽音楽の演奏等の利用に供する諸室の整備

（７）多用途に供することが可能なスペースの整備

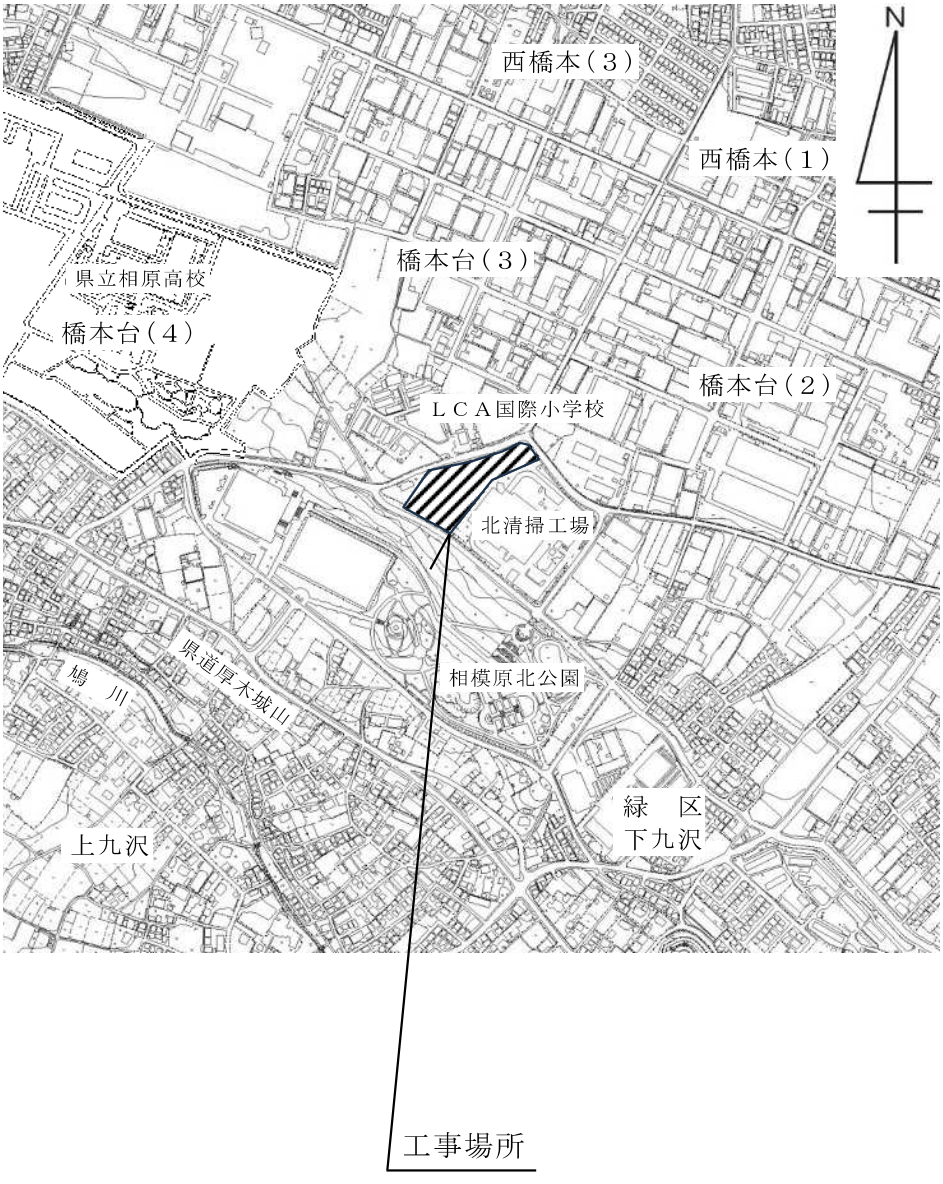
（８）照明設備の更新(ＬＥＤ化)、太陽光発電装置の新設等

（９）空調設備、給排水設備及び消火設備の更新等

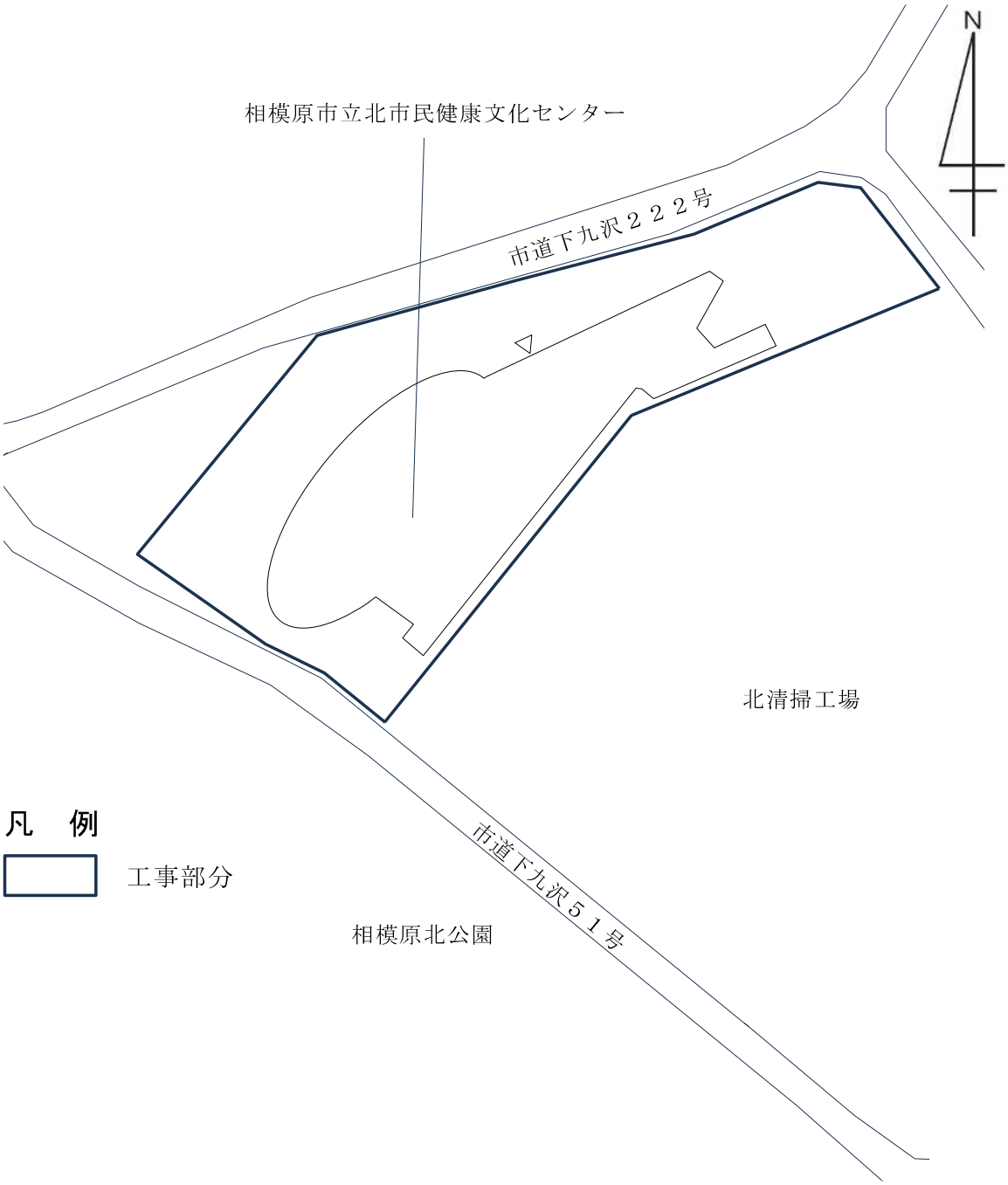
（１０）床、壁及び天井の更新、補修等

議案第１４７号関係資料(その２)

案　内　図



配　置　図



施設の概要

設置年月日	平成１１年５月３日
構　　造	鉄筋コンクリート造地上３階地下１階建(一部鉄骨造)
建築面積	４，４５４．６８㎡
延べ床面積	９，０６９．６８㎡

議案第１４７号関係資料(その３)

契約の相手方の概要

１　所在地及び名称

東京都港区港南２丁目１５番１号

みんなのサードプレイスきたのおか施設整備グループ

２　代表者

株式会社イチケン東京支店　上席執行役員支店長　豊島　昭義

３　構成員

（１）設計・工事監理企業

横浜市中区本町２丁目１４番地

株式会社日総建横浜事務所　所長　正田　忠士

東京都豊島区南大塚３丁目３７番５号

株式会社Ｔ・Ｓ・Ｇ　代表取締役社長　吉岡　成晃

（２）改修工事企業

東京都港区港南２丁目１５番１号

株式会社イチケン東京支店　上席執行役員支店長　豊島　昭義

横浜市西区高島２丁目６番３２号

株式会社ヤマト横浜支店　執行役員支店長　小沼　庸一

（３）その他企業(代表企業支援(施設整備段階))

横浜市中区本町２丁目１４番地

株式会社建設技術研究所横浜事務所　所長　原田　次郎

４　各構成員の概要

（１）設計・工事監理企業

構成員			株式会社日総建	株式会社Ｔ・Ｓ・Ｇ
資本金			100,000 千円	10,000 千円
従業員数			140 名	40 名
営業年数			10 年	20 年
		発注者	中野区	国立大学法人新潟大学
		業務名	南台小学校新校舎等整備基	新潟大学(旭町)ヒト脳科

最近における主な受注業務	1		本設計・実施設計業務	学・ヘルスイノベーションセンター(仮称)新営実施設計業務(設備)
		受注金額	221,436 千円	20,900 千円
		履行期	令和元年 7 月～令和 3 年 2 月	令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月
	2	発注者	春日部市	国立大学法人東京大学
		業務名	春日部市立葛飾中学校長寿命化改修工事実施設計業務	東京大学(本郷)農学部 5 号館改修(設備)設計業務(実施設計)
		受注金額	160,930 千円	13,970 千円
		履行期	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月	令和 7 年 3 月～令和 7 年 5 月

（2）改修工事企業

構成員			株式会社イチケン	株式会社ヤマト
資本金			4,329,646 千円	5,000,000 千円
従業員数			722 名	884 名
年間工事完成高			92,363,196 千円	45,283,091 千円
建設業法による許可の番号及び年月日			国土交通大臣 許可(特－4) 第 3844 号 令和 4 年 9 月 1 日	国土交通大臣 許可(特－7) 第 2423 号 令和 7 年 8 月 28 日
営業年数			75 年	74 年
最近における主な受注工事	1	発注者	東京消防庁	前橋市
		工事名	池袋消防署長崎出張所(4)仮庁舎改修工事	前橋市新設道の駅建築工事
		受注金額	150,150 千円	2,438,227 千円 (1,706,758 千円)
		施工期	令和 5 年 2 月～令和 5 年 8 月	令和 3 年 6 月～令和 5 年 1 月
	2	発注者	厚生労働省	桶川市
		工事名	春日部労働総合庁舎における新設工事	桶川市道の駅設計建設工事

		受注金額	188,100 千円	1,139,079 千円
		施工期	令和６年９月～令和７年５月	令和５年10月～令和７年１月

※　受注金額欄の(　)内の金額は、共同企業体の出資比率に応じた請負分である。

（３）その他企業(代表企業支援(施設整備段階))

構成員			株式会社建設技術研究所
資本金			3,025,875 千円
従業員数			2,410 名
営業年数			62 年
最近における主な受注業務	1	発注者	大阪市
		業務名	令和４年度淀川左岸線(２期)事業外ＣＭ(コンストラクション・マネジメント)業務
		受注金額	601,909 千円
		履行期	令和５年３月～令和７年３月
	2	発注者	内子町
		業務名	社会資本整備総合交付金事業内子町都市公園施設長寿命化計画更新業務
		受注金額	11,280 千円
		履行期	令和７年10月～令和８年９月

議案第１４７号関係資料(その４)

入札状況

No.	入札参加者の代表企業	入札状況					備考
		提案内容評価点	入札価格	価格評価点	総合評価点	順位	
1	株式会社イチケン	49.96	円 6,735,705,200	30	79.96	1	落札

※　開札日時　令和８年７月１３日　午後１時００分

※　予定価格　６，７３６，７３０，０００円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※　入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格となるが、本件入札は、総括管理業務、維持管理業務及び運営業務を含む相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業における全ての業務を対象として執行したものであり、当該落札価格のうち、設計・工事監理業務及び改修工事業務に係る金額が本議案における契約金額となる。

※　提案内容評価点(７０点満点)は、相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業事業者選定委員会において、入札参加者から提出された提案書について、落札者決定基準に定める評価基準に基づき評価を行ったものである。

※　価格評価点(３０点満点)は、入札価格について、落札者決定基準に定める方法に基づき算出したものである。

議案第１４８号

事業契約の変更について((仮称)北部学校給食センター整備・運営事業)

令和６年１２月１９日相模原市議会定例会１２月定例会議において議案第１２４号として議決を経て契約し、令和８年３月２４日相模原市議会定例会令和８年３月定例会議において議案第４１号として議決を経て契約変更を行った事業契約((仮称)北部学校給食センター整備・運営事業)について、契約金額「１４，５４６，４２７，６４１円」を「１４，５４０，０２１，４８０円」に変更する。

令和８年１１月１７日提出

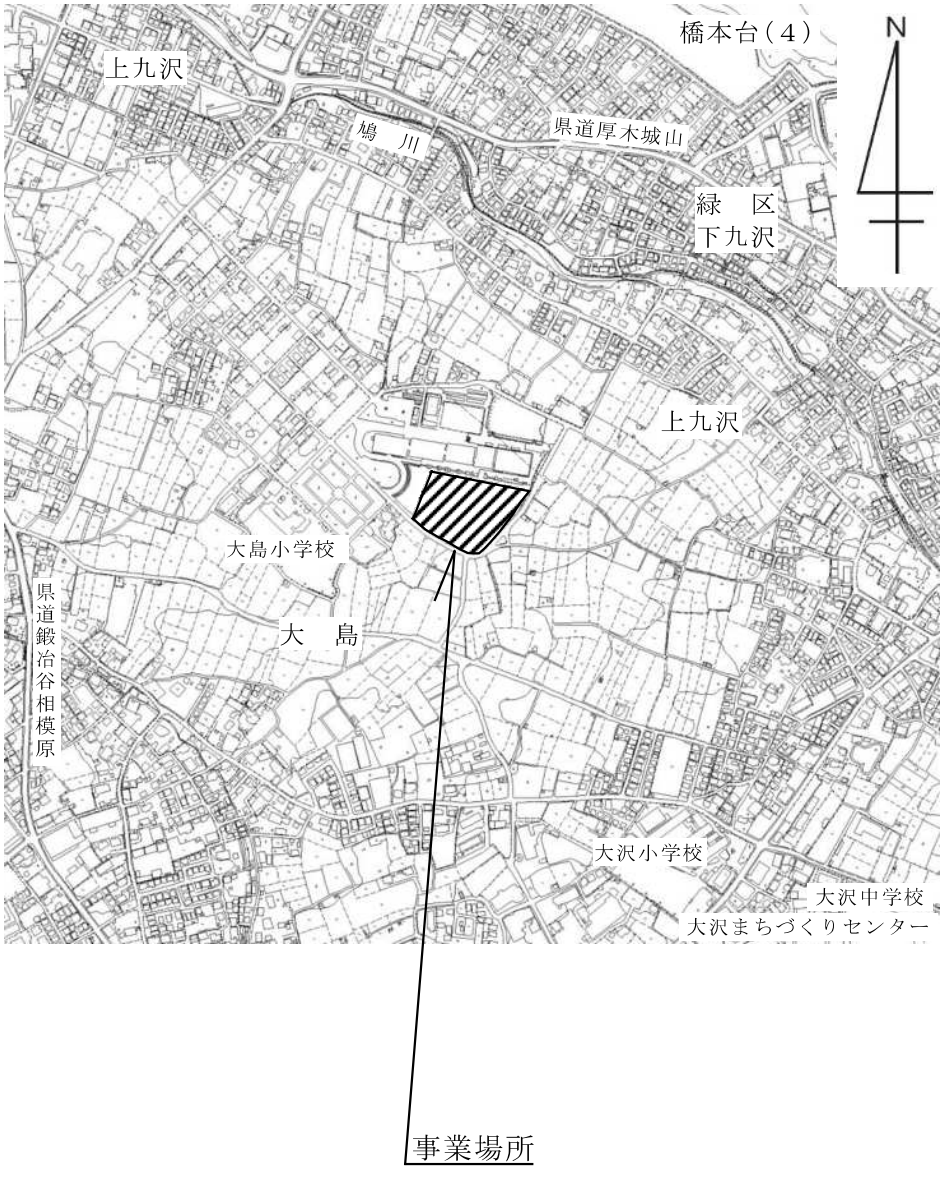
相模原市長　本　村　賢　太　郎

提案の理由

割賦に係る金利の確定に伴い、施設整備に係る対価を減額する必要が生じたため、契約金額を変更いたしたく提案するものである。

議案第１４８号関係資料(その１)

案　内　図



議案第１４８号関係資料(その２)

契約の概要

事　業　の　場　所	相模原市緑区大島１２２９番７５ほか
契 約 の 相 手 方	相模原市南区松が枝町４番５号 株式会社相模原学校給食サービス 代表取締役　本橋　護
本契約締結年月日	令和６年１２月１９日
契　約　期　間	本契約締結の日から令和２３年７月３１日まで

変更前の契約金額	変更後の契約金額
１４，５４６，４２７，６４１円	１４，５４０，０２１，４８０円

※　契約金額の変更の経緯

１４，１５２，５２８，１９９円(令和６年１２月１９日議決)

１４，５４６，４２７，６４１円(令和８年３月２４日議決)

議案第１４８号関係資料(その３)

契約変更の理由

施設整備に係る対価のうち割賦で支払うこととしているものについて、当該割賦に係る金利を一定の基準により確定することとしており、当該金利の確定を踏まえて対価を算定したところ、これを減額する必要が生じたことにより、契約金額を変更するものである。　　（６，４０６，１６１円の減額）

議案第１４９号

損害賠償額の決定について

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　損害賠償額

３，２５５，６０３円

２　被害者

市内在住者

３　事故の概要等

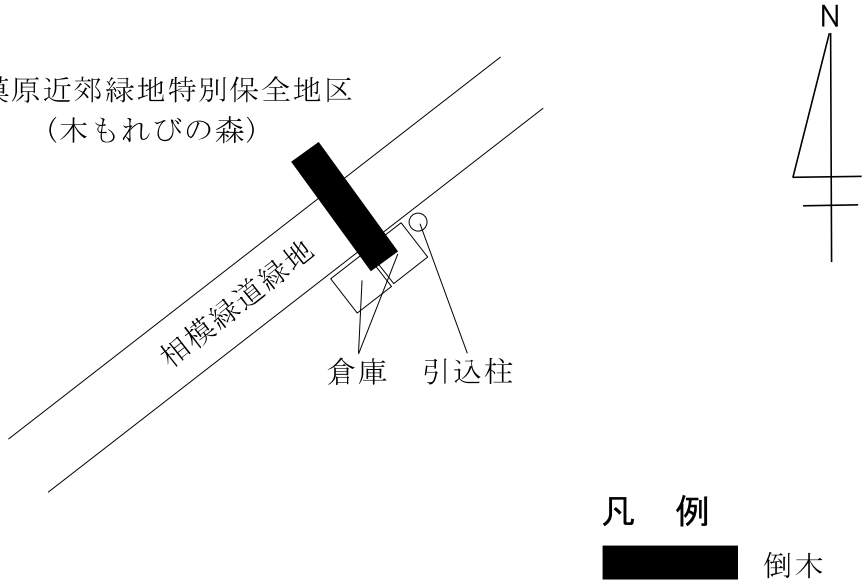
令和７年８月２６日午後３時２０分頃、相模原市南区大野台７丁目２４番地内の本市が維持管理している相模原近郊緑地特別保全地区の樹木が、腐朽により倒れ、近隣に所在する被害者が所有する倉庫等に当たり、破損させたものである。（本市の責任割合　１００％）

提案の理由

市が維持管理する近郊緑地特別保全地区の管理瑕疵（かし）による損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１３号の規定により議会の議決を経る必要による。

議案第１４９号関係資料

１　事故発生場所



２　相手方の被害

倉庫、測量機器、引込柱等の破損

３　損害賠償額

３，２５５，６０３円

議案第１５０号

損害賠償額の決定について

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　損害賠償額

乙　１，１６１，４１４円

２　被害者

乙　市内在住者

３　事故の概要等

令和８年８月３０日午後４時頃、相模原市南区大野台７丁目２４番地内の本市が維持管理している相模原近郊緑地特別保全地区の樹木が、腐朽により倒れ、当該地区内に駐車していた甲の小型乗用車、乙の普通乗用車及び丙の軽乗用車に当たり、甲の車両のリアガラス等、乙の車両のフロントガラス等及び丙の車両の左リアアウトサイドパネル等を破損させたものである。

（乙に対する本市の責任割合　１００％）

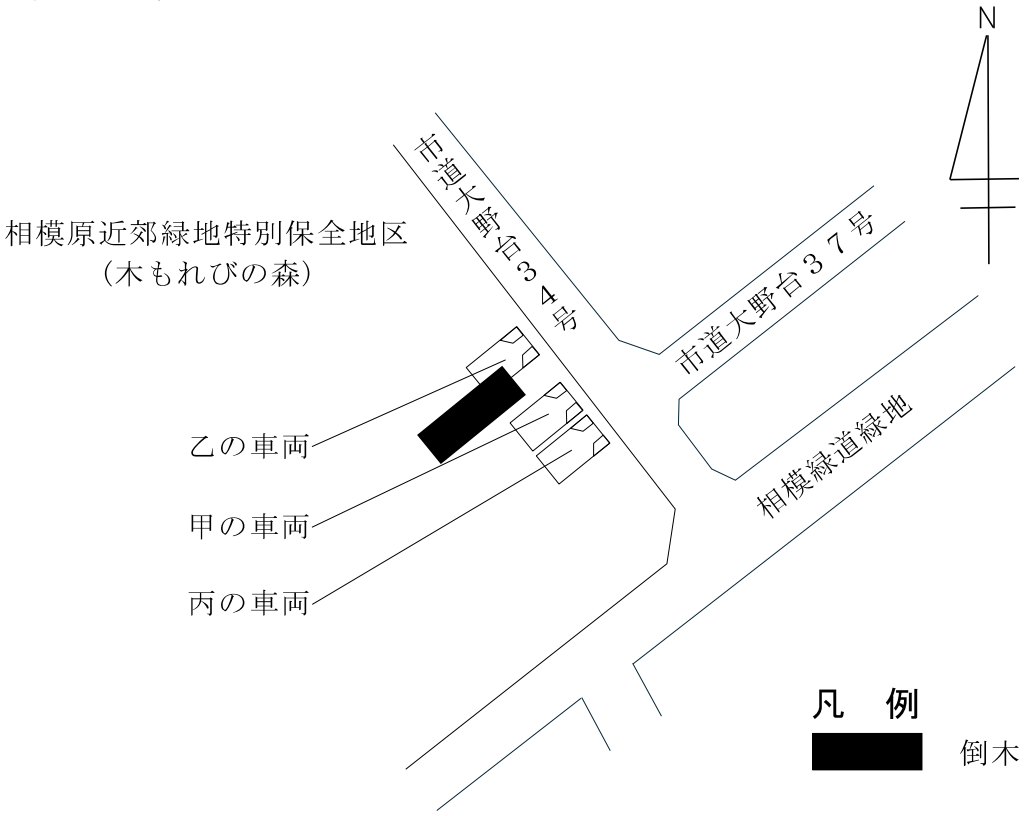
なお、甲に対する損害賠償額の決定については令和８年１０月２６日地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分を行い、本定例会議において報告第３２号として提出しており、丙に対する損害賠償額については未確定である。

提案の理由

市が維持管理する近郊緑地特別保全地区の管理瑕疵（かし）による損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１３号の規定により議会の議決を経る必要による。

議案第１５０号関係資料

１　事故発生場所



２　相手方の被害

乙　普通乗用車フロントガラス、リアバンパー、リアガラス等の破損

３　損害賠償額

乙　１，１６１，４１４円

議案第１５１号

指定管理者の指定について(相模原市立市民・大学交流センター)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　管理を行わせる施設の名称

相模原市立市民・大学交流センター

２　指定管理者

所在地　相模原市南区相模大野３丁目３番２－３０１号

名　称　公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

提案の理由

相模原市立市民・大学交流センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

議案第１５１号関係資料(その１)

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの概要

１　設立年月日等

平成２２年４月１日　設立

平成２２年１０月１日　公益社団法人に移行

２　規模

（１）職員数等　役員１２名、職員４３名

（２）資産の総額　１５，４２８，５３５円

３　事業概要等

（１）事業概要

ア　公益目的事業

（ア）多彩な学びの場を市民に提供する事業

（イ）まちづくりの担い手を育成する事業

（ウ）新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する事業

（エ）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

イ　収益事業等

（ア）ア(ア)から(エ)までに関わる施設等の管理運営事業

（イ）その他の事業

（２）公の施設の管理実績

相模原市立市民・大学交流センターの指定管理者(平成２５年３月から現在に至る。)

議案第１５１号関係資料(その２)

相模原市立市民・大学交流センターの指定管理者の選考について

１　選考理由

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

（１）評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、２(３)イのとおり)であったこと。

（２）評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。

（３）候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

２　選考までの経過

（１）指定管理者となる要件

法人その他の団体

（２）指定管理者の公募

ア　募集要項の配布　令和８年６月１５日から同年８月２１日まで

イ　説明会及び現地見学会　令和８年６月３０日(参加数　２団体)

ウ　申請の受付　令和８年７月２１日から同年８月２１日まで(申請数　１団体)

（３）選考

令和８年９月３０日に、相模原市立市民・大学交流センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア　選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士１名、民間事業者１名、市職員１名)　計４名

イ　評価基準・評価結果

（ア）委員４名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目	配点	得点

事業計画			
内訳	指定管理者の適性	２０	１７
	管理運営方針	２０	１３
	地域活性化	２０	１４
	計画事業(自主事業を除く。)	４０	２８
	自主事業	４０	２８
	利用者ニーズ	２０	１５
	維持管理計画	４０	２８
	人員配置	４０	２８
	安全管理及び緊急時の対応	２０	１３
	適正な管理・経理	２０	１３
	小計	２８０	１９７
収支計画・経費的効果			
内訳	収支計画の妥当性	４０	３０
	指定管理料の削減	２０	１２
	利益の還元	２０	１２
	小計	８０	５４
管理能力			
内訳	団体の経営状況	４０	３２
	団体の管理能力	４０	２６
	労働環境の適正性	４０	２４
	小計	１２０	８２
合計		４８０	３３３

備考　事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、２８８点とした。

（イ）候補団体について、配点の合計(４８０点)を１００点満点に換算した場合の得点は、６９．３点(小数点以下１位未満切捨て)である。

議案第１５２号

指定管理者の指定について(相模原麻溝公園競技場他３施設)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　管理を行わせる施設の名称

相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第２競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場及び相模原麻溝公園グラウンド

２　指定管理者

所在地　相模原市中央区富士見６丁目６番２３号

名　称　相模原市スポーツ協会グループ

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

提案の理由

相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第２競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場及び相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

議案第１５２号関係資料(その１)

相模原市スポーツ協会グループの概要

１　構成員

相模原市中央区富士見６丁目６番２３号
公益財団法人相模原市スポーツ協会
東京都中野区東中野３丁目２０番１０号
日本体育施設株式会社
東京都港区芝浦３丁目４番１号
株式会社ＮＴＴファシリティーズ
相模原市中央区南橋本１丁目５番１号
株式会社ギオン
相模原市南区相模大野３丁目１６番１号
株式会社スポーツクラブ相模原

２　設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市スポーツ協会	平成元年１０月２６日　設立 平成２４年４月１日　公益財団法人に移行 令和２年４月１日　公益財団法人相模原市体育協会から公益財団法人相模原市スポーツ協会に改称
日本体育施設株式会社	昭和４６年５月１０日　設立
株式会社ＮＴＴファシリティーズ	平成３年１０月１８日　設立 平成１８年７月１日　株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズから株式会社ＮＴＴファシリティーズに改称
株式会社ギオン	昭和４７年５月２０日　設立 令和７年７月１日　株式会社ユニテックスと合併
株式会社スポーツク	平成２０年３月６日　設立

ラブ相模原	

３　規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市スポーツ協会	役　員　　１７名 職　員　　３６名	基本財産 １１２，５２０千円
日本体育施設株式会社	役　員　　８名 従業員　２３６名	資本金 ４３，５００千円
株式会社ＮＴＴファシリティーズ	役　員　　１９名 従業員　３，１６９名	資本金 １２，４００，０００千円
株式会社ギオン	役　員　　６名 従業員　２，７０８名	資本金 ４６，７２０千円
株式会社スポーツクラブ相模原	役　員　　８名 従業員　２４名	資本金 ２４，０００千円

４　事業概要等

（１）事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市スポーツ協会	ア　スポーツの普及啓発及び競技力の向上並びに健康・体力づくりの推進 イ　スポーツ団体、選手、指導者等の育成指導、支援及び表彰 ウ　スポーツを通じた交流の促進 エ　スポーツに関する情報の収集及び提供 オ　スポーツ活動の機会・場の提供 カ　その他この法人の目的を達成するために必要な事業
	ア　総合グラウンド及び各種運動場の基本計画、設計、施工、請負及び監理 イ　体育施設の設計及び施工 ウ　土木工事・造園工事・舗装工事・防水工事の設計、施工、請負及び監理 エ　建築工事業

日本体育施設株式会社	オ　アからエまでに掲げる工事に関する調査及び測量並びにそれに必要な資材・機械類の輸出入及び販売 カ　各種床材及び建材の輸出入及び販売 キ　スポーツ施設用機具及びスポーツ用品の輸出入、販売及び賃貸 ク　人工芝の販売、設置及び施工 ケ　各種スポーツ施設の管理、賃貸及び運営 コ　公園の管理・運営の受託及び各種催物のためのイベント施設の賃貸
株式会社ＮＴＴファシリティーズ	ア　建築物・工作物全般、電気通信・コンピュータ用電力設備及び情報通信システムに係る次に掲げる業務 （ア）保守、維持管理及び修繕 （イ）清掃、害虫駆除及び環境測定 （ウ）一般・産業廃棄物の収集、運搬及び処理 イ　次に掲げる事項に係る企画及びコンサルティング （ア）不動産、建築設備、インテリア及び建築物の利用環境等に関する経営管理活動（ファシリティマネジメント） （イ）環境改善及び環境保全 ウ　不動産及び電気通信・コンピュータ用電力設備に係る売買、交換、賃貸、管理及び仲介 エ　警備業務 オ　駐車場の管理運営業務 カ　自家用発電装置・冷暖房装置並びにそれに係る電気及び熱源供給システムの開発、設計、監理、保守、販売、賃貸及び工事の請負 キ　コージェネレーションシステム（電気・熱併給発電システム）等による電気供給事業及び熱源供給事業
	ア　一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送を含む。） イ　貨物利用運送事業

株式会社ギオン	ウ　倉庫業及び配送センター管理運営業 エ　産業廃棄物の収集、運搬及び処理業 オ　一般廃棄物の収集及び運搬業 カ　公共施設の維持・管理に関する事業の受託 キ　スポーツ施設の運営及び管理業務 ク　警備業 ケ　清掃業 コ　社会や地域に根ざした環境の保全及び創造に寄与する事業
株式会社スポーツクラブ相模原	ア　サッカークラブの運営 イ　サッカー試合の開催・運営 ウ　スポーツクラブ及びスポーツ教室の企画・指導・運営及びコンサルティング エ　スポーツ競技及びスポーツに関する催物の企画・運営及び管理 オ　サッカー競技場等スポーツ施設の保有・運営及び管理 カ　サッカーその他のスポーツ選手及び指導員の養成 キ　スポーツ活動に関する調査・研究及び出版業務 ク　スポーツに関するキャラクター商品の企画及び著作権・商標権・意匠権の管理業務並びにスポーツ用品及び玩具の輸出入・製作・売買及び賃貸 ケ　スポーツに関する音楽・映像コンテンツ及び放送番組の企画・製作・販売及び賃貸 コ　プロサッカー選手のマネジメント業務 サ　広告及び宣伝業

（２）公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模	ア　相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者（平成２１年４月から現在に至る。） イ　相模原麻溝公園第２競技場の指定管理者（平成２６

原市スポーツ協会	年４月から現在に至る。） ウ　相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者（平成２９年４月から現在に至る。） ※　いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
日本体育施設株式会社	ア　相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者（平成２１年４月から現在に至る。） イ　相模原麻溝公園第２競技場の指定管理者（平成２６年４月から現在に至る。） ウ　相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者（平成２９年４月から現在に至る。） エ　中野区立中野上高田公園、中野区立哲学堂公園及び中野区立妙正寺川公園の指定管理者（平成１８年４月から現在に至る。） オ　町田市野津田公園の指定管理者（平成２１年４月から現在に至る。） ※　いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
株式会社ＮＴＴファシリティーズ	ア　相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者（平成２１年４月から現在に至る。） イ　相模原麻溝公園第２競技場の指定管理者（平成２６年４月から現在に至る。） ウ　相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者（平成２９年４月から現在に至る。） エ　大田区総合体育館の指定管理者（平成２４年３月から現在に至る。） オ　練馬区立光が丘体育館、練馬区立東台野球場及び練馬区立夏の雲公園庭球場の指定管理者（平成２４年４月から現在に至る。） ※　いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
	ア　相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者（平成２４年４月から現在に至る。） イ　相模原麻溝公園第２競技場の指定管理者（平成２６

株式会社ギオン	年４月から現在に至る。） ウ　相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者（平成２９年４月から現在に至る。） エ　相模原スポーツ・レクリエーションパーク、相模原北公園（スポーツ広場を除く。）及び小山公園の指定管理者（令和６年４月から現在に至る。） オ　町田市野津田公園の指定管理者（令和６年４月から現在に至る。） ※　いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
株式会社スポーツクラブ相模原	ア　相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第２競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場及び相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者（令和４年４月から現在に至る。） イ　相模原スポーツ・レクリエーションパーク、相模原北公園（スポーツ広場を除く。）及び小山公園の指定管理者（令和６年４月から現在に至る。） ※　いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

議案第１５２号関係資料(その２)

相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第２競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場及び相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者の選考について

１　選考理由

相模原市スポーツ協会グループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

（１）評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、２(３)イのとおり)であったこと。

（２）評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。

（３）候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

２　選考までの経過

（１）指定管理者となる要件

法人その他の団体

（２）指定管理者の公募

ア　募集要項の配布　令和８年６月１５日から同年８月２８日まで

イ　説明会及び現地見学会　令和８年６月３０日(参加数　４団体)

ウ　申請の受付　令和８年７月２９日から同年８月２８日まで(申請数　１団体)

（３）選考

令和８年１０月５日に、相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第２競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場及び相模原麻溝公園グラウンドに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア　選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(公認会計士１名、有識者１名、市職員１名)　計４名

イ　評価基準・評価結果

（ア）委員４名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内訳	指定管理者の適性	２０	１５
	管理運営方針	４０	２８
	地域活性化	４０	３０
	計画事業(自主事業を除く。)	６０	３９
	自主事業	６０	４５
	利用者ニーズ	６０	３６
	維持管理計画	６０	４２
	人員配置	２０	１２
	安全管理及び緊急時の対応	４０	２６
	適正な管理・経理	２０	１２
	小計	４２０	２８５
収支計画・経費的効果			
内訳	収支計画の妥当性	２０	１２
	指定管理料の削減	２０	１２
	利益の還元	４０	２４
	小計	８０	４８
管理能力			
内訳	団体の経営状況	２０	１６
	団体の管理能力	２０	１２
	労働環境の適正性	２０	１３
	小計	６０	４１
合計		５６０	３７４

備考　事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、３３６点とした。

（イ）候補団体について、配点の合計(５６０点)を１００点満点に換算した場合の得点は、６６．７点(小数点以下１位未満切捨て)である。

議案第１５３号

指定管理者の指定について（相模原市立老人福祉センター渓松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園）

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　管理を行わせる施設の名称

相模原市立老人福祉センター渓松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園

２　指定管理者

所在地　相模原市中央区南橋本１丁目５番１号

名　称　ギオン・コンティグループ

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

提案の理由

相模原市立老人福祉センター渓松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

議案第１５３号関係資料(その１)

ギオン・コンティグループの概要

１　構成員

相模原市中央区南橋本１丁目５番１号

株式会社ギオン

相模原市南区相模大野３丁目１番７号

株式会社コンティ

２　設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ギオン	昭和４７年５月２０日　設立 令和７年７月１日　株式会社ユニテックスと合併
株式会社コンティ	平成３年４月１７日　設立

３　規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ギオン	役　員　６名 従業員　２，７０８名	４６，７２０千円
株式会社コンティ	役　員　４名 従業員　８０名	２０，０００千円

４　事業概要等

（１）事業概要

構成員	事業概要
株式会社ギオン	ア　一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。) イ　貨物利用運送事業 ウ　倉庫業及び配送センター管理運営業 エ　産業廃棄物の収集、運搬及び処理業 オ　一般廃棄物の収集及び運搬業 カ　公共施設の維持・管理に関する事業の受託

	キ　スポーツ施設の運営及び管理業務 ク　警備業 ケ　清掃業 コ　社会や地域に根ざした環境の保全及び創造に寄与する事業
株式会社コンティ	ア　建物の保守、管理、整備及び清掃業務 イ　建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和４５年法律第２０号)に基づく環境衛生管理、空気環境の測定、飲料水の水質検査、ねずみ、昆虫等の有害動物の防除並びに建築物・飲料水貯水槽の清掃及び消毒業務 ウ　マンション及びビル管理業 エ　ビルメンテナンス業 オ　一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理業務 カ　会社経営及び建物管理組合に係る帳簿の記帳、整理及び決算に関する業務 キ　コンピュータを利用した各種計算業務及び情報サービスの提供 ク　警備業 ケ　駐車場の管理及び経営 コ　地方自治法(昭和２２年法律第６７号)の規定に基づく指定管理者としての公共施設の管理運営業務

（２）公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社ギオン	ア　相模原市民会館の指定管理者(平成２６年４月から現在に至る。) イ　相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者(令和６年４月から現在に至る。)

	ウ　多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の指定管理者（令和３年７月から現在に至る。） ※　いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
株式会社コンティ	ア　相模原市民会館の指定管理者（平成３１年４月から現在に至る。） イ　相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者（令和６年４月から現在に至る。） ※　いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

議案第１５３号関係資料(その２)

相模原市立老人福祉センター渓松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園の指定管理者の選考について

１　選考理由

ギオン・コンティグループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

（１）評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、２(４)イのとおり)であったこと。

（２）評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。

（３）候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

２　選考までの経過

（１）指定管理者となる要件

法人その他の団体

（２）指定管理者の公募

ア　募集要項の配布　令和８年７月２４日から同年９月１８日まで

イ　説明会及び現地見学会　令和８年７月３１日(参加数　３団体)

ウ　申請の受付　令和８年８月１８日から同年９月１８日まで(申請数　２団体)

（３）候補団体以外の申請団体

名称	所在地
エフィラグループ株式会社	横浜市港北区新横浜３丁目２番地３エピックタワー新横浜１９階

（４）選考

令和８年１０月６日に、相模原市立老人福祉センター渓松園・若竹園指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった２団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点

を行った。

ア　選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士１名、相模原市老人クラブ連合会代表者１名、相模原市社会福祉協議会代表者１名、市職員１名)　計５名

イ　評価基準・評価結果

（ア）委員５名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内訳	指定管理者の適性	５０	４４
	管理運営方針	２５	２２
	地域活性化	２５	１９
	計画事業(自主事業を除く。)	５０	４２
	自主事業	５０	４２
	利用者ニーズ	５０	３６
	維持管理計画	２５	２０
	人員配置	２５	１８
	安全管理及び緊急時の対応	２５	２０
	適正な管理・経理	２５	１８
	小計	３５０	２８１
収支計画・経費的効果			
内訳	収支計画の妥当性	２５	１５
	指定管理料の削減	２５	１５
	利益の還元	２５	１５
	小計	７５	４５
管理能力			
内訳	団体の経営状況	２５	２０
	団体の管理能力	２５	２０
	労働環境の適正性	２５	１８
	小計	７５	５８

合計	５００	３８４

備考　事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、３００点とした。

（イ）候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
エフィラグループ株式会社	３５６

（ウ）申請のあった２団体について、配点の合計（５００点）を１００点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
ギオン・コンティグループ	７６．８
エフィラグループ株式会社	７１．２

議案第１５４号

指定管理者の指定について(相模原市立東林ふれあいセンター)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　管理を行わせる施設の名称

相模原市立東林ふれあいセンター

２　指定管理者

所在地　東京都足立区足立４丁目２８番１０号

名　称　ヤオキン商事株式会社

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

提案の理由

相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

議案第１５４号関係資料(その１)

ヤオキン商事株式会社の概要

１　設立年月日等

昭和２７年１１月６日　設立

平成１７年１２月２６日　八百金商事株式会社からヤオキン商事株式会社に改称

２　規模

（１）従業員数等　役員５名、従業員６１０名

（２）資本金　３０，０００，０００円

３　事業概要等

（１）事業概要

ア　地方公共団体等から委託を受けてする公共施設(動物園、公園等)内の自動車の運行管理代行業務

イ　スポーツ施設の経営及び受託業務

ウ　会議、研修会等の施設の経営及び受託業務

エ　美術館、博物館、資料館、図書館、植物園等の管理運営業務

オ　警備の請負及びその保障に関する事業

カ　警備及び安全に関する調査、指導及び助言に関する事業

キ　建物及び設備の安全管理等の請負とそのための保全に関する事業

ク　労働者派遣事業

ケ　学校等の公共施設の管理運営業務及びこれに付随する業務

コ　電気設備、電化製品等の販売、施工及びメンテナンス

（２）公の施設の主な管理実績

ア　相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者(令和４年４月から現在に至る。)

イ　足立区舎人地域学習センターの指定管理者(平成１８年４月から現在に至る。)

ウ　足立区中央本町地域学習センター及び足立区中央本町体育館の指定管理者（平成１９年４月から現在に至る。）

エ　足立区鹿浜地域学習センター、足立区鹿浜体育館及び足立区立鹿浜図書館の指定管理者（平成１９年４月から現在に至る。）

オ　足立区生涯学習センターの指定管理者（平成２１年４月から現在に至る。）

※　オについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

議案第１５４号関係資料(その２)

相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者の選考について

１　選考理由

ヤオキン商事株式会社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

（１）評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点であり、かつ、現行の指定管理者としての管理運営実績を踏まえた加点後の合計得点を他の団体の合計得点と比較したところ、最も高かった(得点内容は、２(４)イのとおり)こと。

※　現行の指定管理者である候補団体の合計得点については、管理運営実績を踏まえて加点することとしており、この旨は、募集要項で示している。

（２）評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。

（３）候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

２　選考までの経過

（１）指定管理者となる要件

法人その他の団体

（２）指定管理者の公募

ア　募集要項の配布　令和８年７月２４日から同年９月１８日まで

イ　説明会及び現地見学会　令和８年７月３０日(参加数　１団体)

ウ　申請の受付　令和８年８月１８日から同年９月１８日まで(申請数　３団体)

（３）候補団体以外の申請団体

名称	所在地
エフィラグループ株式会社	横浜市港北区新横浜３丁目２番地３エピックタワー新横浜１９階
株式会社ギオン	相模原市中央区南橋本１丁目５番１号

（４）選考

令和８年１０月６日に、相模原市立東林ふれあいセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった３団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア　選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(東林地区自治会連合会代表者１名、東林地区老人クラブ連合会代表者１名、東林地区社会福祉協議会代表者１名、市職員１名)　計５名

イ　評価基準・評価結果

（ア）委員５名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内訳	指定管理者の適性	５０	４４
	管理運営方針	２５	２０
	地域活性化	２５	１９
	計画事業(自主事業を除く。)	５０	４２
	自主事業	５０	４０
	利用者ニーズ	５０	３８
	維持管理計画	２５	２０
	人員配置	２５	１７
	安全管理及び緊急時の対応	２５	１９
	適正な管理・経理	２５	１８
	小計	３５０	２７７
収支計画・経費的効果			
内訳	収支計画の妥当性	２５	１５
	指定管理料の削減	２５	１５
	利益の還元	２５	２５
	小計	７５	５５
管理能力			

内訳	団体の経営状況	２５	１５
	団体の管理能力	２５	２０
	労働環境の適正性	２５	１８
	小計	７５	５３
合計		５００	３８５
管理運営実績を踏まえた加点後の合計			３９１

備考

１　事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、３００点とした。

２　現行の指定管理者としての管理運営実績を踏まえ、他の申請団体との得点比較においては、各選考委員の採点結果に基づく得点ごとに当該得点の値に２．５％を乗じて得た値(小数点以下切捨て)を加点し、合計した得点を用いた。

（イ）候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
エフィラグループ株式会社	３６０
株式会社ギオン	３５６

（ウ）申請のあった３団体について、配点の合計(５００点)を１００点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
ヤオキン商事株式会社	７８．２
エフィラグループ株式会社	７２
株式会社ギオン	７１．２

議案第１５５号

指定管理者の指定について(相模原市立環境情報センター)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　管理を行わせる施設の名称

相模原市立環境情報センター

２　指定管理者

所在地　相模原市中央区南橋本１丁目５番１号

名　称　株式会社ギオン

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

提案の理由

相模原市立環境情報センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

議案第１５５号関係資料(その１)

株式会社ギオンの概要

１　設立年月日等

昭和４７年５月２０日　設立

令和７年７月１日　株式会社ユニテックスと合併

２　規模

（１）従業員数等　役員６名、従業員２，７０８名

（２）資本金　４６，７２０，０００円

３　事業概要等

（１）事業概要

ア　一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。)

イ　貨物利用運送事業

ウ　倉庫業及び配送センター管理運営業

エ　産業廃棄物の収集、運搬及び処理業

オ　一般廃棄物の収集及び運搬業

カ　公共施設の維持・管理に関する事業の受託

キ　スポーツ施設の運営及び管理業務

ク　警備業

ケ　清掃業

コ　社会や地域に根ざした環境の保全及び創造に寄与する事業

（２）公の施設の主な管理実績

ア　相模原市民会館の指定管理者(平成２６年４月から現在に至る。)

イ　相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者(令和６年４月から現在に至る。)

ウ　多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の指定管理者(令和３年７月から現在に至る。)

※　いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

議案第１５５号関係資料(その２)

相模原市立環境情報センターの指定管理者の選考について

１　選考理由

株式会社ギオン(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

（１）評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、２(３)イのとおり)であったこと。

（２）評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。

（３）候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

２　選考までの経過

（１）指定管理者となる要件

法人その他の団体

（２）指定管理者の公募

ア　募集要項の配布　令和８年６月１５日から同年８月２４日まで

イ　説明会及び現地見学会　令和８年７月１日(参加数　３団体)

ウ　申請の受付　令和８年７月２４日から同年８月２４日まで(申請数　１団体)

（３）選考

令和８年１０月５日に、相模原市立環境情報センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア　選考委員会の委員の構成

委員長(大学職員)及び委員(公認会計士１名、大学教授１名、市職員１名)計４名

イ　評価基準・評価結果

（ア）委員４名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目	配点	得点

事業計画			
内訳	指定管理者の適性	２０	１７
	管理運営方針	４０	３２
	地域活性化	２０	１８
	計画事業(自主事業を除く。以下同じ。)(環境学習の推進)	２０	１６
	計画事業(環境活動の支援)	２０	１５
	計画事業(環境情報の提供)	２０	１６
	自主事業	４０	３０
	利用者ニーズ	２０	１６
	維持管理計画	２０	１６
	人員配置	４０	３０
	安全管理及び緊急時の対応	２０	１５
	適正な管理・経理	４０	３２
	小計	３２０	２５３
収支計画・経費的効果			
内訳	収支計画の妥当性	２０	１５
	指定管理料	２０	２０
	利益の還元	２０	１６
	小計	６０	５１
管理能力			
内訳	団体の経営状況	２０	１６
	団体の管理能力	４０	３０
	労働環境の適正性	２０	１６
	小計	８０	６２
合計		４６０	３６６

備考　事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、２７６点とした。

（イ）候補団体について、配点の合計(４６０点)を１００点満点に換算した場合の得点は、７９．５点(小数点以下１位未満切捨て)である。

議案第１５６号

指定管理者の指定について(津久井又野公園他５施設)

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

１　管理を行わせる施設の名称

津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場

２　指定管理者

所在地　相模原市中央区富士見６丁目６番２３号

名　称　津久井グループ運営共同事業体

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

提案の理由

津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４４条の２第６項の規定により提案するものである。

議案第１５６号関係資料(その１)

津久井グループ運営共同事業体の概要

１　構成員

相模原市中央区富士見６丁目６番２３号
公益財団法人相模原市まち・みどり公社
平塚市真田４丁目３９番３８号
東海体育指導株式会社
東京都世田谷区玉川２丁目２番１号
株式会社石勝エクステリア
横浜市青葉区荏田西２丁目１番地３
株式会社タウンニュース社

２　設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和３７年６月１４日　設立 昭和４９年４月１日　財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称 平成２３年４月１日　公益財団法人に移行 平成２６年４月１日　公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
東海体育指導株式会社	昭和５４年３月２０日　設立
株式会社石勝エクステリア	昭和４７年１月２０日　設立
株式会社タウンニュース社	昭和５５年８月１日　設立

３　規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役　員　　１３名 職　員　　６６名	基本財産 ２０６，５７８千円
東海体育指導株式会社	役　員　　５名 従業員　４１６名	資本金 １０，０００千円
株式会社石勝エクステリア	役　員　　８名 従業員　３１２名	資本金 １００，０００千円
株式会社タウンニュース社	役　員　　８名 従業員　２２４名	資本金 ５０１，３７５千円

４　事業概要等

（１）事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	ア　都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ　都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ　都市機能の維持及び増進に関する事業 エ　豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ　みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ　その他この法人の目的を達成するために必要な事業
東海体育指導株式会社	ア　スイミングクラブの管理経営 イ　体育スポーツに関する企画運営 ウ　体育施設及び教育施設の清掃業務 エ　体育施設及び教育施設の保守、管理及び警備 オ　スクールバス等の運行及び送迎サービス カ　催事の企画及び運営 キ　公園施設の管理、保守及び点検 ク　レジャー施設の保守及び管理 ケ　ホテル、旅館及び宿泊施設の企画、運営及び経営 コ　飲食店の企画、運営及び経営

株式会社石勝エクステリア	ア　環境整備に伴う造園、土木及び建築の設計及び監理 イ　造園施工及び管理 ウ　土木施工及び管理 エ　建築施工及び管理 オ　宅地、観光、レジャー等の地域開発に関する計画、設計及びコンサルティング カ　植生、土壌、水質、景観等の環境調査 キ　オ及びカに関する調査結果、計画等の編集受託 ク　造園に附帯した商品の販売 ケ　不動産の売買及び仲介あっせん コ　指定管理者制度に基づく公園その他公共有料施設の管理運営並びに当該施設に附帯する飲食物販施設等の企画、運営及び管理
株式会社タウンニュース社	ア　新聞及び広告紙の編集発行 イ　広告代理業務 ウ　各種イベントの企画及び実施 エ　広告宣伝に関する企画及び制作 オ　インターネットを利用した各種情報提供サービス事業 カ　各種機関紙及び出版物の編集、印刷、刊行及び販売 キ　コンピュータによる印刷物の制作及びデザインレイアウト ク　印刷業 ケ　施設の管理及び運営 コ　市場調査業務

（２）公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
	ア　津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者（平成２１年４月から現在に至る。）

公益財団法人相模原市まち・みどり公社	イ　淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)及び古淵鵜野森公園の指定管理者(平成１８年４月から現在に至る。) ウ　相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成１８年４月から現在に至る。) エ　淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成１８年６月から現在に至る。) オ　相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成２１年４月から現在に至る。) ※　いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者(イ及びウについては平成２１年４月から、エについては同年６月から)
東海体育指導株式会社	ア　津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成２１年４月から現在に至る。) イ　淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、古淵鵜野森公園、相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成２１年４月から現在に至る。) ウ　淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成２６年６月から現在に至る。) エ　伊勢原市総合運動公園、鈴川公園、市ノ坪公園及び東富岡公園の指定管理者(平成２０年４月から現在に至る。) ※　いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
	ア　町田市鶴間公園の指定管理者(令和元年１１月から現在に至る。) イ　静岡県愛鷹広域公園の指定管理者(令和３年４月か

株式会社石勝エクステリア	ら令和８年３月まで） ウ　神奈川県三ツ池公園の指定管理者（令和４年４月から現在に至る。） エ　神奈川県東高根森林公園の指定管理者（令和４年４月から現在に至る。） ※　アからウまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者
株式会社タウンニュース社	川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者（令和８年４月から現在に至る。） ※　共同企業体の構成員としての指定管理者

議案第１５６号関係資料(その２)

津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者の選考について

１　選考理由

津久井グループ運営共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

（１）評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点であり、かつ、申請のあった２団体の合計得点が同点(得点内容は、２(４)イのとおり)であったことから評価項目のうち自主事業に係る得点を比較したところ、候補団体の得点が他の団体の得点よりも高かった(２(４)ウのとおり)こと。

※　合計得点が同点である場合は、評価項目のうち自主事業に係る得点が高い団体を選考することとしており、この旨は、募集要項で示している。

（２）評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。

（３）候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

２　選考までの経過

（１）指定管理者となる要件

法人その他の団体

（２）指定管理者の公募

ア　募集要項の配布　令和８年６月１５日から同年８月２４日まで

イ　説明会及び現地見学会　令和８年６月３０日(参加数　７団体)

ウ　申請の受付　令和８年７月２４日から同年８月２４日まで(申請数　２団体)

（３）候補団体以外の申請団体

名称	所在地
ギオン・ハヤシグループ	相模原市中央区南橋本１丁目５番１号

（４）選考

令和８年９月１４日に、津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場に係る指定管理

者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、申請のあった２団体による提案説明を実施し、それを踏まえ、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア　選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(公認会計士１名、有識者１名、市職員１名)　計４名

イ　評価基準・評価結果

（ア）委員４名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内訳	指定管理者の適性	２０	１７
	管理運営方針	２０	１７
	地域活性化	２０	１６
	計画事業(自主事業を除く。)	４０	３６
	自主事業	４０	３６
	利用者ニーズ	４０	３０
	維持管理計画	２０	１８
	人員配置	２０	１３
	安全管理及び緊急時の対応	２０	１５
	適正な管理・経理	２０	１６
	小計	２６０	２１４
収支計画・経費的効果			
内訳	収支計画の妥当性	２０	１４
	指定管理料の削減	２０	２０
	利益の還元	２０	１８
	小計	６０	５２
管理能力			
内訳	団体の経営状況	２０	１３
	団体の管理能力	２０	１３
	労働環境の適正性	２０	１０

	小計	６０	３６
合計		３８０	３０２

備考　事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、２２８点とした。

（イ）候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
ギオン・ハヤシグループ	３０２

（ウ）申請のあった２団体について、配点の合計（３８０点）を１００点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
津久井グループ運営共同事業体	７９．４
ギオン・ハヤシグループ	７９．４

備考　小数点以下１位未満を切り捨てた。

ウ　自主事業に係る得点の比較結果

申請のあった２団体について、評価項目のうち自主事業に係る得点は、次のとおりである。

名称	得点
津久井グループ運営共同事業体	３６
ギオン・ハヤシグループ	３２

議案第１５７号

当せん金付証票の発売限度額について

当せん金付証票法(昭和２３年法律第１４４号)第４条第１項の規定により、令和９年度における当せん金付証票の発売限度額について次のとおり定める。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

令和９年度の発売限度額　４，５００，０００，０００円

提案の理由

令和９年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証票を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証票法(昭和２３年法律第１４４号)第４条第１項の規定により提案するものである。